

令和6年3月14日

中標津町議会議長 後藤 一 男 様

議会改革特別委員会

委員長 江口 智子

議会改革特別委員会の審議結果報告について

令和2年9月に設置された本特別委員会は、審査の途上で新型コロナウイルス感染症の影響を受け、調査活動の遅延や縮小の場面に幾度となく遭遇しながらも、3年半にわたり住民福祉の向上に資する議会改革を目指し、精力的な活動を続けてきました。

また、令和6年9月には、改選後の新たな町議会がスタートすることから、新体制での議会活動を円滑にするため、今期より可能な形での改革を取り入れてきました。

ここに付託詳細事項に沿って、当委員会の審議結果を報告いたします。

1. 議会や委員会の機能が損なわれない形の定数削減について

令和3年12月定例会で中間報告のとおり、改革の核となるのは常任委員会の活性化であることから、適切な定数算出の根拠として、常任委員会数と委員定数の再編を行い、そこから導き出された結論として、15名に削減しても現状の機能を損なうことなく議会運営が可能であるとの結論に達し、令和5年3月定例会で「中標津町議会の議員の定数を定める条例」の一部を改正し、改選後の議員定数は15名となりました。

2. 議員の活躍を担保できる報酬について

改選後は3つの常任委員会が2つに再編されるため、所管事務調査事項が1.5倍になり活動量の大幅な増加が見込まれること、低い議員報酬が議員のなり手不足の要因となっていることなどを考慮し、全国町村議会議長会の「議員報酬の見直し及び政務活動費の活用に関する調査研究」で提示された原価方式に基づき算出しました。

令和4年4月から1年間、議員個々の活動量を調査した数値を計算式に当てはめ算出された255,000円を、新たな議員報酬とすべく議会内の合意形成を踏まえ、令和5年4月に議長より町長へ議員報酬の審議を要請しました。

条例に基づき設置された、町長の諮問機関である中標津町特別職報酬等審議会による審議の結果、令和5年7月に改選後の議員報酬は要請額と同額とすることが答申され、この答申内容を尊重する旨、町長より報告がありました。

これを受け令和5年9月定例会で「中標津町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に

関する条例」の一部を改正し、改選後の報酬は議長 361,000 円、副議長 300,000 円、委員長 284,000 円、一般議員 255,000 円となりました。

なお、中標津町特別職報酬等審議会から町長に答申された中の付帯意見では、議員報酬の増額により町財政の負担増となることを重く受け止め、改選後の議員活動に反映させることが求められていることから、町民が議員個々の活動を評価できるよう可視化し、様々な立場の町民が議員活動を行うことができる環境を整えるため、まず今期から議会ホームページに、委員会や本会議の出席状況・本会議議案の採決結果を公表することとしています。

3. 議論が伯仲する委員会を形成するための常任委員会数と委員定数について

議会活性化の根幹である常任委員会活動で活発な議論を形成するため、既存の3常任委員会を2常任委員会に再編成し、それぞれの委員定数を7名とすることについては、令和3年12月定例会で中間報告のとおり、令和5年3月定例会で「中標津町議会委員会条例」の一部を改正しています。

新たな委員会の名称は「総務経済常任委員会」及び「文教厚生常任委員会」で、議長は両委員会にオブザーバーとして出席します。

改選後により重厚な調査研究を期すため、令和4年9月、後期委員会のスタートに合わせて新たに委員会代表質問の導入、常任委員会間の情報共有や合同委員会開催の調整を行う正副委員長会、外部団体との懇談など広聴活動を主とする分科会の設置等、委員会活動の質と量の底上げを図っています。

4. 通年議会は議会活性化に繋がるかについて

通年議会の導入により、定例会と定例会の間に生じる閉会期間をなくし、切れ目のない主体的な運営をすることが可能であり、常任委員会活動の充実に繋がるとして、導入すべきであるとの結論となりましたが、具体的な運用については行政側との調整が進んでいないため、改選後に継続して審議されることを求めます。

今期より通年議会に準じ、常任委員会の研究テーマを設け、テーマに沿った団体との懇談、視察研修、そして委員会代表質問等の実施をしてきました。

また、これまで所属する委員会資料以外は内容を確認できないため、担当委員会以外の行政運営が把握しづらいことから、常任委員会資料は全議員で共有し、行政運営全体の動向を全議員が把握できる体制を整備しました。

令和4年設置の決算審査特別委員会から議長と監査委員を除く全議員で取り組み、決算で指摘した課題や意見が次年度予算に反映されているかなど監視機能を強化し、1年を通した政策サイクルの確立を図るなど、通年議会を模した体制を築いています。

5. 自治基本条例の議会条項についての検証と議会基本条例制定の検討について

自治基本条例の議会条項は、議会の役割や権限、責務等を謳った第5章「議会」及び第7章「議会と行政の関係」であり、今期で推進してきた議会改革の更なる活性化を図るため、議会基本条例を制定すべきとの意見で一致しました。

今期で新たに開始した委員会代表質問や正副委員長会の設置、災害時行動基準の制定などは、内部規則として申し合わせ事項をまとめた「議会運営に関する確認」に記載しており、こうした独自の運営基準を体系化するため、改選後の継続した審議を求めます。

6. その他

議会広報特別委員会の常任化や広聴機能を含めるかについては、当委員会での審議のほか、当事者である議会広報特別委員会で話し合いが持たれました。

その結果、今期は議会だよりの発行に専念するとの報告を受けたことから、常任化や広聴機能を含める課題については改選後に協議することとしました。

また、議会のICT化のうち、ペーパーレス化のための機器導入は、自治体DXを進める中で、行政と同時期に実施することとしています。

以上